

# 条 例

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

## 埼玉県条例第十六号

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県学校職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

職員種別	学校種別	職員種別	学校種別
校長及び教員（副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。）	県立高等学校及び市町村立高等学校（定時制の課程に限る。）	人	七、八〇二
	県立及び市町村立の特別支援学校	人	四、五四四
	県立中学校及び市町村立中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）	人	九、七四九
	市町村立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	人	一七、一〇五
その他の職員		人	一、三七二
		人	五〇六
		人	五一一
		人	一、〇〇六

### 附 則

- この条例は、令和五年四月一日から施行する。
- 改正後の第二条第一項の規定の適用については、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間は、同項の表中「七、八〇二人」とあるのは「七、八六五人」と、「九、七四九人」とあるのは「九、八五三人」とする。